

自転車用ヘルメット 購入費補助制度

町では条例の施行にあわせて、高齢者と中学生以下の子どもを対象に自転車用ヘルメットの購入費を補助する制度を開始します。

●適用期間

平成31年4月1日以降にヘルメットを購入された方
(申請受付は7月1日(月)から開始します。)

●対象者

・町内在住の65歳以上の高齢者と中学生以下の子ども
※中学生以下の子どもの場合は、保護者が申請してください。

●補助金額

ヘルメット購入費用の2分の1(上限は2千

円)

●対象ヘルメット

次の条件をすべて満たすもの

- ①町内の店舗で新品で購入したもの
- ・カミハギサイクル(豊場字伊勢山1-88番地1)
- ・サイクルシヨップ高桑(豊場字四面堂7番地)
- ・SWEENエアポートウォーク名古屋店(豊場字林先1番8 エアポートウォーク名古屋3F)
- ・トイザらス西春日井店(豊場字大山1-39番地17)
- ・プラザオガワ(豊場字高前60番地)

②左記のいずれかの安全認証に適合したもの



●申請方法

次のものを役場3階12番窓口防災安全課に提出してください

- ①自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(窓口で配布)
- ②ヘルメットの領収書
- ③ヘルメットの安全認証適合が分かる書類などヘルメット現物提示でも可)
- ④印鑑(シヤチハタでも可)
- ⑤振込希望の口座情報が分かるもの(①に記入していただきます。)

※申請はヘルメットの使用者お1人につき1回限りです。

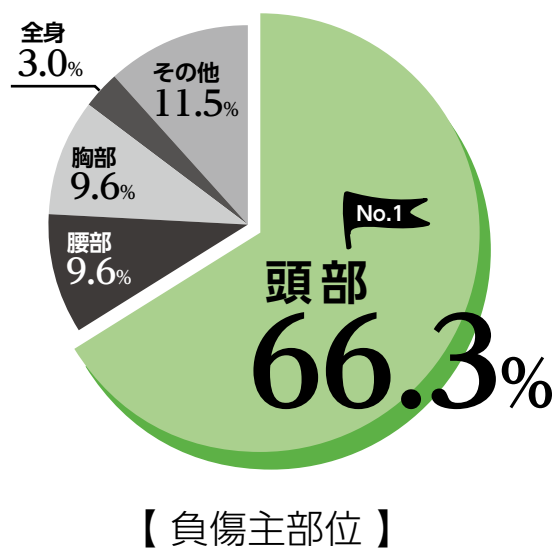
●申請期限

ヘルメットを購入した日から6か月間

▼問合せ 防災安全課 防災安全係 ☎28・03555

あなたは知っていますか？

自転車乗車中の 交通事故死者数の特徴

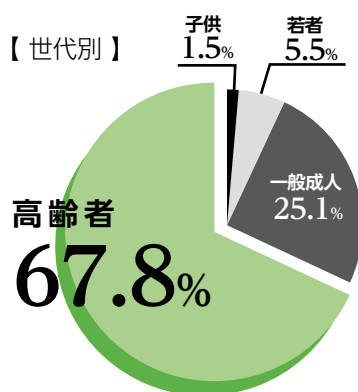


【負傷主部位】

大切な命を守るヘルメット

自転車死亡事故による負傷箇所でも多いのが頭部です。過去5年間(平成24年～平成28年)の愛知県内の交通事故死者のうち、自転車乗車中に亡くなった方は199人でした。そのうち、頭部を負傷して亡くなった方が約66%を占め、世代別では65歳以上の高齢者が約68%を占めています。

頭部の負傷を軽減するためには、衝撃を拡散・吸収して頭を守るヘルメット



の着用が必要です。近年では様々なデザインのヘルメットが増え、気軽にかぶれるようになっていきます。大切な命を守るために、子どもだけでなく、大人もヘルメットの着用に努めてください。

【出典:愛知県警】(平成24年～28年の愛知県内の交通死亡事故)